

証券コード 2667
2021年12月3日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

株式会社 イメージワン

代表取締役社長 新 井 智

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月17日（金曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年12月20日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
新宿イーストサイドスクエアB1F
リージャス「蓮華」
3. 目的事項
報告事項 第38期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.imageone.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.imageone.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の概況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が続く中、大都市圏等を中心に数回に渡り緊急事態宣言等が発令され、経済活動の抑制により景気は悪化しました。ワクチン接種は進んでいるものの、ブレイクスルー感染や新たな変異株の出現により、先行きは依然として不透明な状況です。今後、ワクチン接種の進展による感染抑制や有効な治療薬の開発による重症化防止等により、行動制限が緩和される事で経済も徐々に回復に向かうものと思われませんが、感染症流行前の水準までの回復には一定の時間を要するものと考えられます。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケア領域において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられており、また、新設されたデジタル庁の医療分野構想においても「オンライン診療の原則解禁」等も発表されております。これらの実現の為に当社は主要販売商品であるクラウド型電子カルテ、医療用画像管理システムは必須アイテムとなっております。また、昨今のコロナ状況から、PCR検査関連システム・商品等の新型コロナウイルス関連商品の需要も一層高まっております。

地球環境領域においては、日本国内において、2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。再生可能エネルギーの積極的活用を図るため規制の緩和や普及促進を見込んだ制度変更、またエネルギー基本計画において再生可能エネルギーの主力電源化の検討が開始されていることにより、当社再生可能エネルギー分野の社会的需要は今後も高まるものと考えられます。また、トリチウム除去事業においては、東京電力からトリチウム除去技術に関する公募への応募手続きが完了した状況でございます。

当事業年度における当社業績は、売上高2,435百万円（前年同期比23.0%増）、営業損失331百万円（前年同期は452百万円の損失）、経常損失413百万円（前年同期は583百万円の損失）、当期純損失503百万円（前年同期は601百万円の損失）となりました。

② セグメント別の状況

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当事業年度業績は、売上高983百万円（前年同期比49.7%増）、セグメント損失91百万円（前年同期は58百万円の損失）となりました。

売上高における前年からの回復要因については、主要販売先である医療機関への営業活動の新型コロナウイルスによる影響は和らぎ、事業活動を進められた事が主要因となります。しかし利益率の低い大型案件が数件発生し、『i-HIS』（クラウド型電子カルテ）の受注については前期比増加傾向にあるものの、受注から設置完了までに時間を要したことで費用が増加した事を主要因として、セグメント利益はマイナスとなりました。2021年9月末時点の受注残は231百万円となっており次期事業年度の売上高・利益に寄与していくものと考えております。PCR検出試薬等の新型コロナウイルス関連商品に関しては、期初計画から上振れし堅調に推移しました。来期業績にも寄与していくものと思われま

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当事業年度業績は、売上高1,451百万円（前年同期比9.8%増）、セグメント利益31百万円（前年同期は37百万円の損失）となりました。

再生可能エネルギー分野では、期初計画から上振れし、太陽光発電案件4件、風力発電案件1件の売買により売上高を計上することが出来ました。利益面では当社初の風力発電案件の売買により得られた利益が大きく寄与しました。しかし太陽光発電案件の利益率は低下傾向にあり、セグメント利益は圧縮されましたが、事業利益は確保出来ている状況です。今後も開発中の風力発電案件の資金化に向けての活動を加速させていきます。

GEOソリューション分野では、当社が国内代理店として販売するPix4D社製のドローン測量等の三次元画像処理ソフトウェア『Pix4Dmapper』の販売は堅調に推移しております。また、ドローンによる地理空間情報や三次元画像処理を用いた大型設備の保守メンテナンスや、AIを活用したソリューションサービス事業については、多種多様な業界からあらゆる要望がきております。現状人員増加にて対応している状況であり、成長の見込めるマーケットとなります。

トリチウム除去分野では、トリチウム分離・濃縮実証試験が成功し、技術的に確信を持てる状況に至りました。2021年5月27日に東京電力からトリチウム除去技術に関する公募が公表され、現在は、公募への応募応募手続きが完了した状況でございます。既に準備を進めている1/100スケールのパイロットプラントの建設着手、実際のALPS処理水での試験を重ねて実稼働プラントの早期完成を目指しております。ALPS処理水での試験は東京電力及び政府関係各所の協

力が必須であり、これまでも折衝を重ねてきましたが、引き続きトリチウムは分離ができることを世界に伝達し、あらゆる角度から関係各所に折衝を続けてまいります。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は40百万円で、主な内訳は、ヘルスケアソリューション事業のソフトウェア15百万円、地球環境ソリューション事業の機械及び装置11百万円であります。

④ 資金調達の状況

当事業年度において、2021年3月8日発行の第10回新株予約権の行使に伴う新株発行により、1,264百万円の資金調達を行いました。

⑤ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題と次期（第39期：2022年9月期）の事業計画

（対処すべき課題）

- 1) 安定利益確保の体制構築
- 2) キャッシュ・フロー経営の徹底と財務体質の強化
- 3) 新規事業の創出による収益基盤の早期確立

（次期の事業計画）

ヘルスケアソリューション事業

PACS事業を引き続き主要事業として取組み、新規導入獲得、保守契約の推進を行い、ヘルスケアソリューション事業の収益性改善に注力いたします。

電子カルテシステムにおかれましては、今後の動向・体制を模索しつつ導入拡大に向けて展開していきたいと考えております。また、放射線線量管理システムとして、核医学検査部門まで対応した製品である『onti』は、今後も売上拡大が見込まれる製品として、サブスクリプションで提供するサービスを展開してまいります。

遠隔医療相談グローバル事業は、日本の専門医がインターネットを介して海外のクライアントの医療相談に応じ、日本で治療希望する患者の事前相談として位置づけ、今期から取り扱いをスタートする計画ですが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況を鑑み慎重に進めてまいります。

ヘルスケアソリューション事業の今後の課題としては、当社製品に関する完全クラウド化であり、これにより当社が提供するシステム・サービスがさらに活用されることが可能となり、地域連携サービスや遠隔医療システムへの取組

みへとつながるものであり、この強化は今後の業容拡大に寄与するものとなります。

地球環境ソリューション事業

再生可能エネルギー事業は、国の進める温暖化ガス2050年実質ゼロを目指すことや再生可能エネルギーの主電源化に併せて益々期待されており、当社の再生可能エネルギー事業も太陽光発電事業は継続し、優良案件の開発やセカンダリーの取得、販売を進め、最も期待される風力発電事業は、開発事業と売電事業により短期的なキャッシュの創出と安定的な収益の確保を目指します。また、バイオマス発電事業は、メタンガス発電や、未利用の間伐材を活用したバイオマス発電に関し、国内パートナーと戦略的アライアンスを組み最新鋭のシステム提案などコンサル事業を中心に展開し、政府の進める再生可能エネルギー拡大へ貢献してまいります。

GEOソリューション事業においては、建設・土木・測量分野でのドローン活用が加速しており、当社が販売するPix4D社製ソフトウェアPix4Dmapperは引き続き堅調に推移をするものと見込んでおります。また、周辺ソフトウェアやハードウェアのラインナップを充実させ、既に構築をした当社の国内代理店ネットワークを活用した販売活性化を進めるとともに、地理空間情報や三次元画像処理により、大型設備の保守メンテナンスやAIを活用したソリューションサービス事業を拡大してまいります。

また、世界的に高まる脱炭素社会化、地球規模での環境への配慮に対応するような事業への取り組みは社会的な命題であるとの認識から、当社のリソースを最大限に活用して、これらに纏わる事業を展開してまいります。

これらを踏まえて、2022年9月期の業績見通しにつきましては、売上高3,100百万円（当期比27.3%増）、営業利益100百万円（当期は331百万円の損失）、経常利益90百万円（当期は413百万円の損失）、当期純利益30百万円（当期は503百万円の損失）を見込んでおります。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第35期 (2017.10.1～ 2018.9.30)	第36期 (2018.10.1～ 2019.9.30)	第37期 (2019.10.1～ 2020.9.30)	第38期 (当事業年度) (2020.10.1～ 2021.9.30)
売 上 高 (百万円)	1,653	1,879	1,979	2,435
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	16	692	△583	△413
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	8	243	△601	△503
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	1円44銭	36円80銭	△81円67銭	△55円44銭
総 資 産 (百万円)	2,195	3,429	2,248	2,949
純 資 産 (百万円)	1,659	1,902	1,884	2,644

(4) 主要な事業内容

(ヘルスケアソリューション事業)

- ・医療画像保管・配信・表示システム『PACS』の開発・販売
- ・放射線部門情報システムの開発・販売
- ・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
- ・遠隔地の医療機関と中核病院の画像読影専門医を結ぶインフラを提供する遠隔画像診断支援サービスの提供
- ・クラウド型オーダーリング電子カルテ『i-HIS』の販売
- ・核医学検査の線量管理システム『onti』の販売

(地球環境ソリューション事業)

- ・UAV（小型無人飛行機）の販売・撮影計測サービスの提供
- ・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
- ・『Pix4Dmapper』（自動オルソモザイク&3D処理ソフトウェア）の販売・計測サービスの提供
- ・再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務

(5) 主要な事業所

名 称	所在地
本社	東京都新宿区
東北営業所	宮城県仙台市青葉区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

(6) 従業員の状況（2021年9月30日現在）

従 業 員 数		前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	41名	－	42.2歳	7.3年
女 性	9名	－	40.2歳	4.6年
合計又は平均	50名	－	41.8歳	6.8年

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	73,910千円
株 式 会 社 北 都 銀 行	50,000千円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2021年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,229,062株（自己株式74,538株を除く。）
- ③ 当事業年度末の株主数 8,221名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社タイズコーポレーション	1,519,200株	14.9%
株式会社ユニ・ロット	1,046,000株	10.2%
株式会社SBI証券	809,459株	7.9%
株式会社ジェンス	368,700株	3.6%
野村証券株式会社	340,000株	3.3%
松井証券株式会社	281,100株	2.7%
株式会社きずな	280,500株	2.7%
楽天証券株式会社	134,900株	1.3%
ハウス建装株式会社	90,000株	0.9%
徳原 榮 輔	90,000株	0.9%

(注) 持株比率は、自己株式（74,538株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
当事業年度における新株予約権行使による新株式の発行により、発行済株式の総数が2,000,000株増加しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2021年9月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
新井 智	代表取締役社長	事業開発部長
立花 和幸	取締役	(株)アックスエンジニアリング代表取締役
川倉 歩	取締役	(株)ジェンス代表取締役
菊本 雅文	取締役	管理部 部長 (株)グラフ代表取締役
野村 眞一	取締役	ヘルスケア事業部長 (株)アセットプロデュース代表取締役
市橋 卓	取締役（監査等委員）	OMM 法律事務所
林 敦	取締役（監査等委員）	税理士法人すずらん 代表社員
水谷 啓吾	取締役（監査等委員）	水谷啓吾公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役市橋卓氏、林敦氏、水谷啓吾氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 監査等委員市橋卓氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。また、水谷啓吾氏、林敦氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社は取締役水谷啓吾氏、市橋卓氏、林敦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2020年12月21日開催の第37回定時株主総会締結の時をもって、高島保夫氏は取締役を退任いたしました。

② 取締役の報酬等の額

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の報酬等の額については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役の新井智が作成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役はその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、実績等に応じて決定する。また、決定した個人別の報酬額については、代表取締役が監査等委員である取締役へ説明を行うものとする。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く。）です。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有をはかることを目的として、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、上記

の報酬枠とは別枠で、年額30百万円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する譲渡制限付株式報酬制度の導入について承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（監査等委員である取締役を除く）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長の新井智が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定しております。

その権限の内容は、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定します。

これらの権限を委任した理由は、当社の経営状況や財務状況を総合的に判断し、各取締役の経営への貢献度の評価を行うのは、代表取締役が適していると判断したためであります。

4. 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連 動報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。)	64,550	61,200	—	3,350	6
監査等委員 (うち社外取締役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 報酬等の額には、2020年12月21日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対する報酬等の額を含めております。
 3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

③ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、社外取締役（監査等委員）市橋卓氏が参画しているOMM法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

社外取締役（監査等委員）林敦氏及び社外取締役（監査等委員）水谷啓

吾氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	市橋卓	当事業年度開催の取締役会20回のうち全てに出席し、監査等委員会13回のうち全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から、適宜有益な意見を述べており、適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	林敦	当事業年度開催の取締役会20回のうち全てに出席し、監査等委員会13回のうち全てに出席し、公認会計士としての見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水谷啓吾	当事業年度開催の取締役会20回のうち全てに出席し、監査等委員会13回のうち全てに出席し、公認会計士としての見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員含む。）であり、保険料は当社が9割、各被保険者がそれぞれ1割を負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することといたします。

会社法第340条第1項各号

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2017年12月20日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

会社法第399条の13第1項第1号、及び会社法施行規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I S M S 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」が行う。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮から独立した使用人を置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指揮命令を受けた場合はその指揮命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人に説明を求めることができる。

また、監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査部門に調査を求めることができる。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、

必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般)

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況についてモニタリングを行っています。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

(重要な会議の開催状況)

取締役会を20回開催いたしました。取締役会には、常に監査等委員である社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査等委員会を13回、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

(監査等委員である社外取締役の職務執行の状況)

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針 特記事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,359,072	負債の部	
現金及び預金	1,635,254	流動負債	246,902
受取手形	2,574	買掛金	68,081
売掛金	196,368	短期借入金	50,000
商品	48,458	1年内返済予定の長期借入金	27,375
仕掛品	58,949	未払法人税等	19,830
貯蔵品	827	1年内返済予定の長期割賦未払金	4,055
販売用不動産	241,203	製品保証引当金	8,391
仕掛販売用不動産	118,351	その他の	69,167
未収還付法人税等	15	固定負債	58,045
前渡金	8,435	長期借入金	46,535
その他の	93,877	退職給付引当金	4,074
貸倒引当金	△45,244	長期割賦未払金	7,435
固定資産	590,227	負債合計	304,947
有形固定資産	341,030	純資産の部	
建物	9,529	株主資本	2,644,353
機械及び装置	23,085	資本金	2,624,632
工具、器具及び備品	20,415	資本剰余金	1,237,298
土地	288,000	資本準備金	1,237,298
無形固定資産	72,234	利益剰余金	△1,105,600
ソフトウェア	64,777	その他利益剰余金	△1,105,600
その他の	7,456	繰越利益剰余金	△1,105,600
投資その他の資産	176,962	自己株式	△111,977
関係会社株式	0	純資産合計	2,644,353
その他の関係会社有価証券	119,744	負債及び純資産合計	2,949,300
長期前払費用	11,811		
長期滞留債権	221,666		
その他の	45,406		
貸倒引当金	△221,666		
資産合計	2,949,300		

損益計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		2,435,592	
売 上 原 価		2,037,654	
売 上 総 利 益			397,937
販売費及び一般管理費			729,083
営 業 損 失			331,145
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	4,319		
受 取 配 当 金	75		
そ の 他	1,309		5,703
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	2,418		
為 替 差 損	931		
支 払 手 数 料	12,239		
新 株 予 約 権 発 行 費	1,400		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	68,137		
そ の 他	2,877		88,003
経 常 損 失			413,445
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益	630		630
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	612		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	37,999		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	46,726		85,339
税 引 前 当 期 純 損 失			498,154
法人税、住民税及び事業税			5,480
当 期 純 損 失			503,634

株主資本等 変動計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,992,531	605,197	605,197	△601,965	△601,965
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	632,100	632,100	632,100		
当 期 純 損 失				△503,634	△503,634
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	632,100	632,100	632,100	△503,634	△503,634
当 期 末 残 高	2,624,632	1,237,298	1,237,298	△1,105,600	△1,105,600

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△111,949	1,883,814	630	1,884,444
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)		1,264,201		1,264,201
当 期 純 損 失		△503,634		△503,634
自己株式の取得	△27	△27		△27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△630	△630
当 期 変 動 額 合 計	△27	760,539	△630	759,909
当 期 末 残 高	△111,977	2,644,353	—	2,644,353

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

株式会社イメージ ワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージ ワンの2020年10月1日から2021年9月30日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月18日

株式会社イメージワン 監査等委員会

監査等委員 市橋 卓 ㊟

監査等委員 林 敦 ㊟

監査等委員 水谷 啓吾 ㊟

(注) 監査等委員市橋卓、林敦及び水谷啓吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は「ヘルスケアソリューション事業の拡大」、「地球環境ソリューション事業の新たな取組み及び拡充」を柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款における第2条（目的）について一部変更を行うものであります。
- (2) 事業運営の更なる効率化を目的として、本店所在地を東京都新宿区から東京都品川区に変更するものであります。

なお、この変更につきましては、2022年中に開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。

2. 定款変更案の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸、技術支援およびリース業務</p> <p>3～6 (条文省略)</p> <p>7 医薬品、化粧品の開発、製造および販売</p> <p>8 病院およびクリニックの運営およびコンサルタント業務</p> <p>9～12 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>13 古物の仕入および販売、古物の売買の媒介、取次および代理、古物の修理・整備・解体、古物の保管業務およびこれらに付随する事業</p> <p>14 環境関連産業に関する設備機器等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付随する事業のコンサルティング業務</p> <p>15 新素材の開発および販売、輸出入並びにこれらに付随する事業のコンサルティング業務</p> <p>16 信用保証業務</p> <p>17 前各号に関連ならびに附随する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 医療機器、<u>医療用機材、医療用消耗品の輸出入、製造、販売、修理、賃貸、技術支援およびリース業務</u></p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>7 医薬品、<u>医薬部外品、化粧品</u>の開発、製造および販売</p> <p>8 病院およびクリニック、<u>介護施設</u>の運営およびコンサルタント業務</p> <p>9～12 (現行どおり)</p> <p>13 <u>住宅の増改築および住宅リフォームの販売</u></p> <p>14 <u>家具、什器備品、インテリア用品、日用品雑貨の企画、開発および販売</u></p> <p>15 古物の仕入および販売、<u>レンタル</u>、古物の売買の媒介、取次および代理、古物の修理・整備・解体、古物の保管業務およびこれらに付随する事業</p> <p>16 環境関連産業に関する設備機器等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付随する事業のコンサルティング業務</p> <p>17 新素材の開発および販売、輸出入並びにこれらに付随する事業のコンサルティング業務</p> <p>18 信用保証業務</p> <p>19 前各号に関連ならびに附随する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第4条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第3条(本店の所在地)の変更は、2022年中に開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役全員(監査等委員である取締役を除く。)5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化・充実を図るために取締役1名を増員し、改めて取締役(監査等委員である取締役を除き、社外取締役1名を含む。)6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あら い さとし 新井 智 (1962年10月18日生) [再任]	1981年4月 株式会社エクロス入社 1998年3月 株式会社Tワーク設立、同社代表取締役就任 2012年7月 株式会社Gテック代表取締役就任 2018年12月 当社代表取締役社長ヘルスケア事業部長 2020年11月 当社代表取締役社長事業開発部長(現任)	9,903株
2	しま おか じゅん 島岡 潤 (1979年9月8日生) [新任]	1998年4月 KFKサービス株式会社入社 2000年4月 株式会社海宝入社 2004年2月 有限会社ファールアウト代表取締役就任 2007年7月 株式会社ファールアウト代表取締役就任(現任) 2019年9月 ジャパンヘルスケアサービス株式会社代表取締役就任(現任)	0株
3	かわ くら あゆむ 川倉 歩 (1969年3月1日生) [再任]	1994年4月 株式会社因幡電機製作所入社 2008年4月 株式会社Golden Spoon Japan(現(株)Golden Spoon Traditional)入社 2013年2月 株式会社ジェンス代表取締役就任(現任) 2018年12月 当社取締役(現任)	3,735株
4	きく もと まさ ふみ 菊本 雅文 (1969年5月13日生) [再任]	1993年4月 株式会社兵庫銀行(現(株)みなと銀行)入社 2007年4月 株式会社ブラフ代表取締役就任(現任) 2018年12月 当社取締役 2020年11月 当社取締役管理部長 2021年11月 当社取締役(現任)	3,735株
5	の むら しん いち 野村 眞一 (1956年1月3日生) [再任]	1978年4月 株式会社太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行)入行 1999年7月 当社入社 2008年12月 当社取締役就任 2014年12月 当社財務顧問 2016年1月 株式会社アセットプロデュース設立、同社代表取締役就任(現任) 2018年12月 当社執行役員管理部長 2019年12月 当社取締役管理部長 2020年11月 当社取締役ヘルスケア事業部長(現任)	5,405株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	おか やま めぐみ 岡 山 愛 (1968年9月18日生) [新任][社外]	1991年4月 株式会社大信販(現㈱アプラス)入社 1992年4月 スイス銀証券会社(現UBSアセット・マネジメント㈱)入社 1998年4月 HSBC証券会社入社 2007年2月 ABNアムロ証券会社入社 2008年7月 RBS証券会社へ転籍 2013年4月 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券㈱)入社 2017年6月 株式会社ファースト入社 IFA事業部 内部管理責任者(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 島岡潤氏は、保険コンサルティング、医療分野の経営者として長年にわたり豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏のこれまでの経験を活かし、経営体制の一層の強化をはじめ今後も持続的な成長と企業価値の向上に努めるために経営に関わる重要課題について適切な意思決定および職務執行の管理、監督の重責を果たしうると考え選任をお願いするものであります。
3. 岡山愛氏は、証券会社および事業会社での幅広い経験を有しております。同氏はグローバルに精通した経験を有しており、当社においてもグローバルの視点からも有用な助言や指導できることを期待しております。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが上記の点を鑑みて各分野での長年にわたり得られた経験、見識を活かし、当社の経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会における持分を含めております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	みずたにけいご 水谷啓吾 (1986年10月14日生) [再任][社外][独立]	2009年4月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2013年2月 公認会計士登録 2018年8月 水谷啓吾公認会計士事務所代表（現任） 2019年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）	0株
2	みつはししんいちろう 三橋信一郎 (1948年5月27日生) [新任][社外][独立]	1971年4月 株式会社日本勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 1978年9月 ペンシルベニア大学院ウォートンスクールMBA取得 1992年10月 株式会社第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）インドネシア現地法人社長 1994年4月 同行台北支店支店長 1997年4月 同行取締役就任 香港支店長 1999年4月 株式会社ハート商事代表取締役社長就任 2003年4月 ペンタックス株式会社（現HOYA㈱）常務取締役CFO就任 2006年4月 株式会社クロノス 代表取締役就任 2013年4月 株式会社野ばらコンサルティング設立、同社代表取締役社長就任（現任） 2019年4月 インテグラス株式会社顧問就任（現任）	0株
3	いちはしたく 市橋卓 (1983年6月28日生) [再任][社外][独立]	2012年12月 弁護士登録 小出剛司法律事務所入所 2013年10月 シティユーワ法律事務所入所 2018年8月 OMM法律事務所参画（現任） 2019年2月 当社仮取締役（監査等委員） 2019年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）	100株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者の市橋卓氏が参画しているOMM法律事務所と法律顧問契約を締結しております。監査等委員である取締役候補者の水谷啓吾氏及び三橋信一郎氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
2. 水谷啓吾氏及び市橋卓氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
3. 水谷啓吾氏、三橋信一郎氏及び市橋卓氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 水谷啓吾氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 三橋信一郎氏は、大手金融機関における長年の経営に関する経験、その後は企業経営者としての豊富な経験と多岐にわたり高い見識を有しております。同氏の豊富な経験や知識を活かし取締役会等の重要な会議での助言や業務執行に対して適切な監視を行えるものと判断し、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 市橋卓氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査体制に生かしていただくために、

- 社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 現在、水谷啓吾氏及び市橋卓氏と当社との間に責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、改めて会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
 8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 9. 当社は、水谷啓吾氏及び市橋卓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各取締役候補者の選任が承認されますと、独立役員として届け出予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
かじ あきら 鍛治 明 (1948年4月21日生) [社外][独立]	1973年3月 東京大学大学院修士課程修了 1974年4月 株式会社日立製作所入社 1982年6月 カーネギーメロン大学修士課程修了 2016年12月 弁護士登録 2017年2月 鍛治・酒井法律事務所設立 パートナー弁護士(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鍛治明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鍛治明氏は、事業会社での豊富な経験と弁護士としての専門的な見識を有しております。
なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが上記の点を鑑みて取締役会等の重要な会議での助言や業務執行に対して適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 鍛治明氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。鍛治明氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 鍛治明氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
新宿イーストサイドスクエアB1F
リージャス「蓮華」
TEL (03) 5326-3000



●交通機関

- ・都営大江戸線・東京メトロ副都心線
「東新宿駅」(A3出口)：直結
- ・東京メトロ丸ノ内線・副都心線・都営新宿線
「新宿三丁目駅」(E1出口)：徒歩6分